

<補足>近隣住民・周辺住民について

近隣住民 ⇒ 下表の近隣区域内に住所を有する者（事業を営む者、土地・建物を所有する者は周辺住民の扱いです。）

周辺住民 ⇒ 下表の周辺区域内に住所を有する者

下表の近隣区域及び周辺区域内にて事業を営む者、土地・建物を所有する者

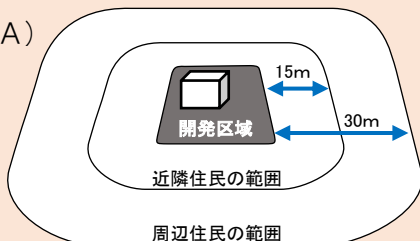
※近隣住民の範囲に敷地の一部が含まれる場合で、当該敷地内の建築物に住所を有する者は近隣住民の対象になります。

※周辺住民の範囲に敷地の一部が含まれる場合で、住所を有する者・事業を営む者又は当該敷地に土地・建物を所有する者は周辺住民の対象になります。

開発区域の面積	近隣区域	周辺区域
1,000 ㎡未満	開発区域の境界線から15m又は建築物の高さのいずれか長い距離以内	近隣区域の周辺で開発区域の境界線から 30m又は建築物の高さの2倍のいずれか長い距離以内
1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	開発区域の境界線から20m又は建築物の高さのいずれか長い距離以内	近隣区域の周辺で開発区域の境界線から 40m又は建築物の高さの2倍のいずれか長い距離以内
3,000 ㎡以上	開発区域の境界線から30m又は建築物の高さのいずれか長い距離以内	近隣区域の周辺で開発区域の境界線から 50m又は建築物の高さの2倍のいずれか長い距離以内

（例）開発区域の面積が 1,000 ㎡未満の場合

（A）



（A）又は（B）の
いずれか長い距離

（B）

